

# 阿蘇家保便り

平成26年12月号

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



国内で野鳥等から次々と鳥インフルエンザウイルスが確認！！

11月より高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）特別防疫対策期間が始まりましたが、全国各地の野鳥等において鳥インフルエンザウイルスが確認されています。この状況は、平成22年にHPAIが16県での野鳥の感染確認、9県24農場での発生となった状況と酷似していることから、**日本全国のどの家きん飼養農場において本病が発生してもおかしくない状況**と考えられます。

## 【12月10日時点での発生状況】

都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査
島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明
千葉県	長生郡 長柄町	カモ類糞便	11/18	陽性	11/20陽性	11/22 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明
鳥取県	鳥取市	カモ類糞便	11/18			11/27 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明
鹿児島県	出水市	マナヅル	11/23		11/27陽性	11/29 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明
兵庫県	南あわじ市	アイガモ (野生化個体)	11/29	12/1陽性		12/7 鳥インフルエンザウイルス(H1N1亜型)と判明
鹿児島県	出水市	環境試料 (ねぐらの水)	12/1		12/5 陽性	12/8 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明
鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/7	陰性	12/7 陽性	12/10 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)と判明

養鶏農家の皆様におかれましては、引き続き飼養衛生管理基準遵守状況の再確認や消毒等を含めた本病の侵入防止対策を徹底していただくとともに、異状が認められたら速やかに家畜保健衛生所まで通報していただきますようお願いいたします。

国内の複数個所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたため、県では熊本県内全域を「熊本県緊急死亡野鳥等調査区域」に指定しました。これにより野性鳥類の異常の監視やウイルス保有状況の調査範囲や対応を強化し、死亡野鳥等が発見された場合の監視体制を強化しました。

## 【死亡野鳥等調査の対象】

(1) 感染リスクの極めて高い種（リスク種1）18種：死亡野鳥**1羽**から対応  
ヒシクイ、マガン、シジュウカラガン、コブハクチョウ、コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、キンクロハジロ、オジロワシ、オオワシ、チュウビ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、クマタカ、チョウゲンボウ、ハヤブサ

(2) 感染リスクの高い次の野鳥（リスク種2）17種：死亡野鳥**1羽**から対応  
マガモ、オナガガモ、トモエガモ、ホシハジロ、スズガモ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、ハジロカイツブリ、マナヅル、タンチョウ、ナベヅル、バン、オオバン、ユリカモメ

(3) 感染リスクのある次の野鳥（リスク種3）63種：死亡野鳥**3羽**から対応  
ヒドリガモ、カルガモ、コガモ、カワウ、ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、ウミネコ、セグロカモメ、トビ、コミミズク 等

(4) その他の種：死亡野鳥**3羽**から対応



※外傷等から死因が交通事故等であることが明白な場合や、死亡個体が腐敗しているような場合は、検査対象とはなりません。



**死亡した野鳥は素手で触らないでください**

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。しかし、野生の鳥は細菌や寄生虫などの病原体をもっていることもあるので、触らないようにしてください。また、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしてください。

# 豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルが策定されました！！

平成25年10月以降、PEDの全国的な流行を受け、飼養衛生管理基準の遵守及びワクチンの適正使用を基本としつつ、これまで示してきた対策を体系的に整理し、新たな防疫対策等として『PED防疫マニュアル』を策定しました。

マニュアルの概要については以下のとおりで、全文はHPからご覧いただけます。

PED防疫マニュアル⇒ <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/ped/ped.html>

## 【マニュアル概要】

### 1 早期発見のための本病を疑う症状の通報基準を明確化

家畜の所有者は、以下の症状を発見した場合には、直ちに獣医師又は管轄の家畜保健衛生所に通報し、指導を受ける。

- ① 複数(周辺農場で本病が発生している場合には1頭)の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈した場合
- ② 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、1頭以上が水様性下痢若しくは嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合
- ③ 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚(離乳豚も含む)が、食欲不振、下痢(軟便から水様性)又は嘔吐を呈した場合

### 2 発生農場から非発生農場への復帰の要件を明確化

発生農場は、農場全体で症状がみられなくなったことを家畜防疫員が臨床検査により判断した時点から8週間が経過した場合、非発生農場と同様の扱いとすることが出来る。

ただし、症状がみられなくなってから4週間が経過した農場であって非発生農場への復帰を希望する農場は、検査を実施し陰性である場合は非発生農場と同様の扱いとすることができる。

### 3 発生農場情報の共有範囲や共有内容を明確化

#### (1) 都道府県による情報の提供

発生農場の農場名及び住所を養豚農場、と畜場等の畜産関係者に提供する。なお、円滑な情報共有や混乱の未然防止の観点から、情報を提供することについてあらかじめ各農場に周知するとともに、発生時にも発生農場に対し、提供する情報の内容等について連絡する。

#### (2) 発生農場による情報提供

都道府県は、発生農場に対して、当該農場に出入りする立入業者(ガス業者、建築業者等)に情報提供するよう指導を行う。

### 4 特別防疫対策地域の指定の仕組みを創設

都道府県は本病の侵入・拡大リスクが高まった地域を、必要に応じ、特別防疫対策地域に指定し、報告徴求(週に1回、発生状況を報告)や消毒ポイントの設置等を実施する。

※12月10日現在、鹿児島県では鹿屋市、垂水市全域が指定。

### 5 馴致について

発病豚の糞便等を妊娠母豚に投与して免疫を付与する馴致については、確立された手法はなく、安定的な効果を得ることが困難である。このため、原則的には推奨されるものではなく、個々の農場による独自の判断で実施することは適切ではないことから、都道府県は家畜の所有者に対し実施に当たっての留意事項及び実施のリスクについて周知及び指導の徹底を行う。

### 6 本病対策の参考となる事例(17件)を記載

## 毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

毎月20日は飼養衛生管理基準の自主チェックおよび農場消毒を行う日です。口蹄疫や鳥インフルエンザ、PED等の家畜伝染性疾病の侵入を防ぎ発生を予防するためには、地域一帯の衛生水準を上げる事が重要です。農場を守るため、**20日の自主チェックと消毒を習慣化**させましょう！

### 家畜伝染病発生情報メールサービスをご活用下さい！

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。  
下記アドレスもしくはQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>



### 近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	11月18日	牛	0
	韓国	12月8日	豚	
アフリカ豚コレラ	ロシア	10月27日、10月29日、 11月4日～5日	野生 イノシシ	
高病原性鳥インフルエンザ	インド	11月20日	あひる	N5N1 亜型

12月12日現在